

第8章 計画の推進

1 サービス提供のための体制づくり

介護給付の適正化のために行う適正化事業は、高齢者が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者機能の一環として自ら積極的に取り組み、自らの課題認識の下に取組を進めます。

なお、介護給付適正化事業のうち、以下の(1)から(5)までの主要5事業に取り組んでいきます。

(1) 要介護認定の適正化

遠隔地を除くすべての認定調査を町の専門的な知識を有する調査員が行うことで、公正公平な認定調査を確保しています。地区別研修会や勉強会により課題解決へとつなげたり、業務分析データを全国の保険者と比較した分析を行ったりすることで調査員の質の向上を図り、要介護認定の適正化を行います。

(2) ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上でケアプランが作成されているかの点検を行い、自立支援に資するケアマネジメントを支援します。主任介護支援専門員を加えたチームによる点検体制の下、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が提供できるよう進めていきます。

(3) 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検

住宅改修内容や福祉用具の妥当性について、利用者の身体状況等に即したものであるかどうか、専門職の協力を得られる体制の下、確認を行う事業です。住宅改修は工事施工前、施工後の書面点検を行い、状況に応じて訪問による点検も行います。福祉用具についても必要性や利用状況を確認します。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

鹿児島県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に、介護保険事業所に対してサービス実績を確認し、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。また、必要に応じて事業所の指導を実施します。

(5) 介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、介護保険給付額、利用者負担額等を通知することで、適切なサービスの利用と提供の普及啓発や適正な請求に向けた抑制効果を推進します。

2 人材の確保及び資質の向上

サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要となります。

本町では、島内の看護福祉専門学校に通う学生に対し交通費の助成を行う等、看護・介護職の育成に向けて支援を行っています。また介護保険事業所研修や介護支援専門員研修を行い、介護分野で働く人材の資質向上や情報交換の場づくりに取り組んでいます。

今後も、必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を推進していきます。

3 計画の点検と評価

本町の社会資源を形成する関係機関と地域包括ケアシステムの推進に向けた連携と協働を図りつつ、本計画に盛り込んだ施策の進行状況の点検や評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

